

欠格要件の最新動向

欠格要件とは

法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を
処分業から排除することを目的とし、そのような
適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化し、
**これに該当した場合には業の許可を受けることが
出来ない**とされる類型

(処理法14条5項第2号⇒7条5項4号)

すでに許可を受けていた場合に、欠格要件の該当
するに至った場合には

⇒ **許可取り消し** (法14条の3の2)

刑罰を受け、欠格要件に該当する場合は

	違反法令	受けた刑罰	欠格要件 該当性
第一 類型	廃棄物処理法 その他環境関係法令違反 暴力行為等処分に 関する法、 暴力団対策法、 一部の刑法犯等違反	罰金刑以外の刑 罰金刑、拘禁刑、 を含む	該当
第二 類型	上記以外の法律違反	拘禁刑以上の刑 罰金刑を含まず、 拘禁刑のみ	該当

* 罰金刑を受けたのみで欠格要件に該当するのは、処理法違反と青字の類型のみです。

2024年の許可取消処分理由ランキング

	欠格要件該当事項	件数
1位	罰金以上の刑事罰（第一類型）…罰金刑でもアウト	25
2位	役員が拘禁刑以上の刑事罰（第二類型） …道路交通法違反が多い（スピード違反他）	20
3位	会社自体の廃掃法違反	17
4位	5%以上の保有株主の欠格要件該当 …みなし役員とみなされる （会社に関係なくとも失格となる）	10
5位	政令使用人が拘禁刑以上の刑	2

CASE1 駅の喧嘩に巻き込まれ…

X社の役員Aは帰宅途中の駅のホームで喧嘩に遭遇し、喧嘩をしていた当事者の仲裁のため割って入ったところ、Bが掴みかかってきたので振りほどいた。ほどなく駅員が駆け付けた。警察も終始Aに同情的であったが、Bの納得も得る必要があるので、「略式で罰金5万円で納得してもらえませんか」と言われ、Aは納得したわけではないが罰金5万円程度で済むならと考えて同意した。後に略式命令の通知が届いたので、通知書の指示に従って郵便局で5万円を支払った。



- ・ 自分は悪いことはしていない。
- ・ 「略式」ってなんだ？
- ・ 警察も終始同情的でわかってくれた
- ・ 郵便局で5万円納付すれば済むし、会社に言わないでいいか

Aは欠格要件に該当するか？

CASE1 駅の喧嘩に巻き込まれ…

「略式」はアウト

刑事6犯については罰金でもアウト！

罰金刑は1万円以上でアウト！



Aは…**欠格要件に該当する**

(法14条5項2号イ ⇒ 7条5項4号ハ、刑法208条；暴行罪)

X社は…**欠格要件に該当する**

(法14条5項2号イ・二 ⇒ 7条5項4号ハ)

欠格要件一覧

法第14条第5項第2号

イ	第7号第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
	法第7号第5項第4号イ～チ
	イ 心身の故障によりその業務を適切に行う事が出来ない者として環境省令で定めるもの
	ロ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
	ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなった日から5年を経過しない者
	ニ 廃掃法等、暴力団対策法、一定の刑法犯等の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなった日から5年を経過しない者
	ホ 許可取消処分を受けてから5年を経過しない者（取消処分に係る聴聞通知から60日以内に法人の役員だった者）
	ヘ 聴聞通知を受けてから廃止届を出した者で、届け出の日から5年を経過しない者
	ト への通知から60日以内に当該法人の役員だった者
チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
ロ	暴力団員等
ハ	未成年者の法定代理人イ又はロのいずれかに該当する者
ニ	法人で役員等がイ又はロのいずれかに該当する場合
ホ	個人であって、政令使用人がイ又はロのいずれかに該当する場合
ヘ	暴力団員等がその事業活動を支配する者

CASE2 役員がスピード違反

Y社の新潟支店長のCは、家族旅行中に道路が空いていた為、ついスピードを出し過ぎてしまった。オービスが光って「しまった」と思った。多分、時速140kmぐらいだったのではないかと思うのだが、定かではない。Cは旅行中も気が気ではなかった。Cは帰宅後、明日から出社にあたって社長に告げるべきか悩んだ。Cは欠格要件に該当するか？

Cの行為は…

スピード違反

道路交通法違反

拘禁刑以上の刑罰を受ければ欠格要件

スピード違反は6か月以下又は10万円以下の罰金

CASE2 役員がスピード違反

Cの行為は…

欠格要件に該当する可能性のある行為



役員が欠格要件に該当すると
会社も欠格要件に該当

Cはどうすべき？

まず会社に連絡を



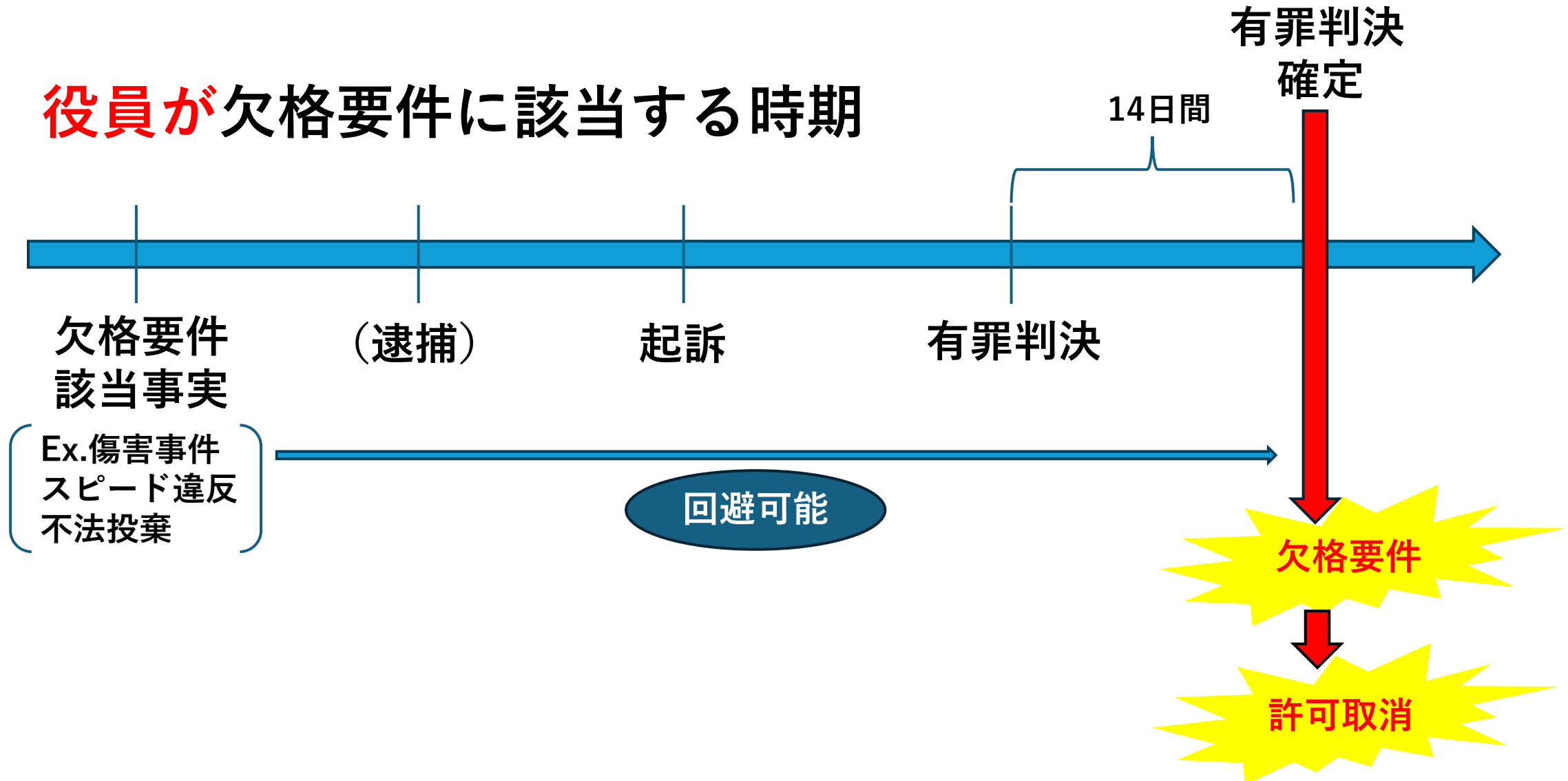
会社は直ちに弁護士に連絡して
善後策を相談

CASE2 役員がスピード違反

Cは直ちに辞任すべき？

刑事事件

役員が欠格要件に該当する時期



役員がスピード違反

	スピード違反の内容	前科	量刑 (判決)	欠格要件 該当性
1	速度超過55km/時	無し	罰金8万円	該当しない
2	速度超過80km/時 Ex.制限速度80kmの高速道路 で時速160kmで走行した場合	有り	懲役3か月	該当
3	速度超過81km/時	無し	懲役3か月	該当

*** スピード違反によって欠格要件に該当し、許可が取り消される
場合がある**

CASE2 役員がスピード違反

欠格要件に該当するかも？
と思ったらまず会社に連絡を

会社は弁護士に連絡をして善後策を相談

スピード違反でも欠格要件に該当
することがあることを周知

起訴されるまでは諦めない

CASE3 会社の人員不足対応

Z社では、人手不足のため、グループ会社W社より人員の提供を受けることとし、人手が足りない時に人材を提供して貰っていた。人材を提供して貰った際には、人件費をW社に払っていた。

Z社の行為は廃掃法に違反するか？

**Zの行為は再委託に該当（グループ会社・子会社でもダメ）
⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金もしくは併科**

欠格要件に該当

CASE4 従業員の不法投棄と両罰規定

M社の従業員Dは収集したタイヤの中で、処分に関するソリッドタイヤを帰り道の山の中に捨ててきてしまった。それを見ていた近隣の住民から警察に通報があり、Dの行為が発覚した。

Dの行為は不法投棄に該当するが、Dの行為によってM社に犯罪は成立するか？

役員の下格要件より怖い！従業員の違法行為

CASE4 従業員の不法投棄と両罰規定

従業員

廃棄物処理法違反の罪が成立



会社

廃棄物処理法32条（両罰規定）
「従業員が、その法人の**業務に関し**
…違法行為をしたときは、
行為者を罰するほか、
その法人に対して当該各号に定める
罰金刑を…科する。」

CASE4 従業員の不法投棄と両罰規定

本人

5年以下の懲役または1000万円以下の
罰金若しくはその併科



「法人業務に関し」て違反行為を行った場合

法人

3億円以下の罰金

CASE4 従業員の不法投棄と両罰規定

両罰規定の趣旨

利益の帰属主体を処罰しなければ、
違法行為によって利益を得ようとする
法人の行為を防ごうとすることは出来ない為
法人をも処罰することによって
法人による違法行為を取り締まろうとするもの

CASE4 従業員の不法投棄と両罰規定

両罰規定の適用範囲

判例：過失推定規定（最判S32.11.27等）



法人は従業員の違法行為に対して
原則として責任を負うものであり、
責任を免れるためには
従業員の違法行為に対して

法人が無過失であることを立証しなければならない

CASE4 従業員の不法投棄と両罰規定

無過失の立証方法

職場において講習会・研修会を実施する

従業員教育を行うことは会社を守る盾

従業員教育を行ったら記録を必ず録る

事故防止のためにその都度注意事項を確認

内部統制システム・リスク管理体制の構築